

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月20日

【会社名】 大成ラミック株式会社

【英訳名】 Taisei Lamick Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 義成

【本店の所在の場所】 埼玉県白岡市下大崎873番地1

【電話番号】 0480 - 97 - 0224(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 長谷部 正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県白岡市下大崎873番地1

【電話番号】 0480 - 97 - 0224(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 長谷部 正

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	1,859,689,000円
オーバーアロットメントによる売出し	292,598,475円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	650,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成29年2月20日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成29年2月20日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	650,000株	1,859,689,000	929,844,500
計(総発行株式)	650,000株	1,859,689,000	929,844,500

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~ 1.00を乗じた価 格(1円未満端 数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注) 1、 2	未定 (注) 1	100株	自 平成29年3月6日(月) 至 平成29年3月7日(火) (注) 3	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成29年3月10日(金) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.lamick.co.jp/ir/news/index.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年2月27日(月)から平成29年3月3日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年3月1日(水) 至 平成29年3月2日(木)」、払込期日は「平成29年3月7日(火)」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年3月2日(木) 至 平成29年3月3日(金)」、払込期日は「平成29年3月8日(水)」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年3月3日(金) 至 平成29年3月6日(月)」、払込期日は「平成29年3月9日(木)」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、受渡期日は「平成29年3月8日(水)」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、受渡期日は「平成29年3月9日(木)」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、受渡期日は「平成29年3月10日(金)」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、受渡期日は「平成29年3月13日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目9番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	650,000株	<ol style="list-style-type: none"> 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		650,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,859,689,000	16,500,000	1,843,189,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,843,189,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限276,453,350円と合わせ、手取概算額合計上限2,119,642,350円について、全額を平成30年11月末までに、生産能力増強及び研究開発等に係るものを主とする当社の設備投資資金に充当する予定であります。

生産能力増強に係る設備投資については、液体調味料を入れる小袋用ラミネートフィルム等の包装フィルムの受注増に対応するため、包装フィルム製造機設備に代表される製造ラインの増設等による更なる生産能力の拡充を図ることを目的としております。

研究開発に係る設備投資については、顧客との情報共有・技術交流を通じて、新製品・新技術の開発をより迅速且つ積極的に行うことを目的として、研究開発棟として平成29年5月開設予定の星川DANGAN'S STUDIOを建設するものであります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	97,500株	292,598,475	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.lamick.co.jp/ir/news/index.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年3月6日(月) 至 平成29年3月7日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成29年3月13日(月)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、97,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年2月20日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成29年3月29日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注) 1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年3月22日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注) 2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 97,500株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成29年3月28日(火) |
| (6) 払込期日 | 平成29年3月29日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

- 2 シンジケートカバー取引期間は、
- 発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、「平成29年3月3日(金)から平成29年3月22日(水)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、「平成29年3月4日(土)から平成29年3月22日(水)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、「平成29年3月7日(火)から平成29年3月22日(水)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、「平成29年3月8日(水)から平成29年3月22日(水)までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社タイパック及び木村義成は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年2月21日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年2月28日から平成29年3月3日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.lamick.co.jp/ir/news/index.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下の「会社概要」から「業績・経営指標」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本頁及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概要等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

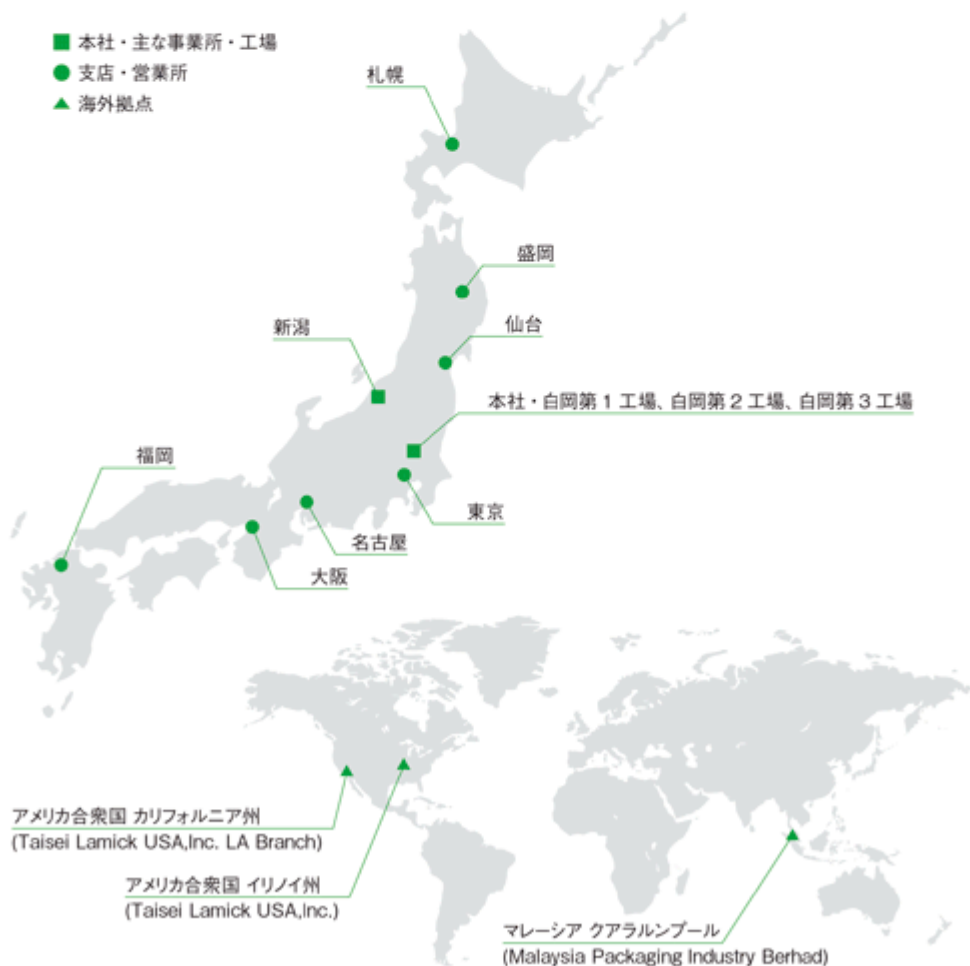
会社概要

会 社 名 大成ラミック株式会社
(Taisei Lamick Co.,Ltd.)
本店所在地 埼玉県白岡市下大崎873番地 1
会 社 設 立 昭和41年 3 月
資 本 金 24億860万円
子 会 社 株式会社グリーンボックス
Taisei Lamick USA,Inc.
Malaysia Packaging Industry Berhad



本社・白岡第1工場

製造・販売拠点（平成28年12月31日現在）



沿革

年月	事項
昭和41年3月	東京都足立区に大成包材株式会社を設立
昭和50年4月	埼玉県南埼玉郡白岡町（現白岡市）に埼玉工場（現白岡第3工場）を開設し、本社を移転
平成元年7月	埼玉県南埼玉郡白岡町（現白岡市）に製版工場を開設
平成元年10月	東北営業所（現盛岡営業所）開設
平成2年4月	大成ラミック株式会社に商号変更
平成4年9月	液体充填機「NT-DANGAN」販売開始
平成5年5月	子会社「株式会社グリーンボックス」設立
平成5年12月	埼玉県南埼玉郡白岡町（現白岡市）に本社工場（現本社・白岡第1工場）を開設
平成7年5月	福岡営業所（現福岡支店）開設
平成8年11月	名古屋営業所（現名古屋支店）開設
平成10年10月	仙台店（現仙台営業所）開設
平成13年10月	埼玉県南埼玉郡白岡町（現白岡市）に製袋工場を開設
平成14年4月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場（証券コード：4994）
平成15年3月	東京証券取引所市場第一部指定
平成16年3月	大阪営業所（現大阪支店）開設
平成17年11月	ISO9001／ISO14001認証取得
平成18年4月	札幌営業所開設
平成21年8月	新潟事業所開設
平成23年4月	アメリカ合衆国イリノイ州に海外子会社（Taisei Lamick USA, Inc.）を設立
平成25年5月	埼玉県白岡市に白岡第2工場を開設
平成27年10月	福岡・名古屋支店にDANGANデモルームを併設
平成28年4月	FSSC22000（食品安全マネジメントシステム）認証取得
平成28年4月	東京営業部開設
平成28年6月	アメリカ合衆国カリフォルニア州にTaisei Lamick USA, Inc.の支店「LA Branch」を開設
平成28年9月	Malaysia Packaging Industry Berhadを子会社化



平成23年4月設立 Taisei Lamick USA, Inc.



平成25年5月開設 白岡第2工場

事業概要

当社グループは当社及び子会社3社で構成されており、包装フィルム（液体充填用フィルム・ラミネート汎用品等）及び液体充填機（包装機械・周辺機器等を含む）の開発・製造・販売を行っております。

当社グループは、ビジネスモデルである「フィルム・機械・オペレーション」を同時にサポートする事業展開を強固に推進しており、易開封等の新しい技術製品やSE（サービスエンジニア）によるサポート等の付加価値の高い提案を行い、信頼されるビジネスパートナーとして業界をリードするとともに、次世代の包装フィルムや液体充填機等の将来の事業基盤強化に向けた研究開発や新規事業の創出に取り組んでおります。また、販売面では新たな市場の開拓を推進する体制を整え、国内外の食品及び化粧品業界等に対し、積極的な営業活動に取り組んでおります。

ビジネスモデル

当社グループは食品包装を主体に、液体充填用フィルムに特化したビジネスを展開し、フィルムと液体充填機（「DANGAN」シリーズ）を開発、提供する国内唯一の企業であります。



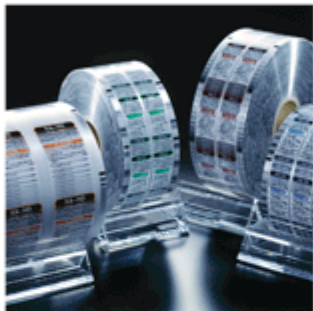
研究開発活動

当社グループにおける研究開発活動は、当社デベロップセンターが主体となり、包装フィルムと充填機械の統合による液体包装システムの開発に力を注いでおります。

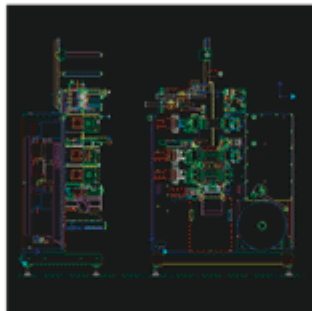
液体充填用フィルムについては、当社独自のブランドである「tifシリーズ」のさらなる機能性向上を目的とした基礎研究を行い、時代のニーズを的確にとらえた新製品「RevSpecシリーズ」を立ち上げラインナップを強化しております。

液体充填機械では、既存機の性能向上をはじめ、新包装形態専用機の開発及び多様化のコンセプトからなる新たな分野への新規開発を行っております。

また、各種製品の性能アップ、環境対応につながる新製品やリニューアル等、より付加価値を追求した商品・システムの開発を行っております。



tifシリーズ



DANGAN CAD図



平成29年5月開設予定
星川DANGAN'S STUDIO
完成予想図

新フィルムの開発



RevSpec-HS原材料（樹脂）

当社グループの液体包装技術・理論を結集し、さらに機能性・利便性を追求すべく、理論解析を実施し、新たなフィルムの開発を行っており、食の安全・安心のための殺菌充填ホットパックやボイル殺菌に必要とされる耐熱性、内容物の保存期間を今まで以上に向上させた新フィルム「RevSpec-HS」等の開発を進めております。

研究開発活動

「ぶちっとパウチ」の開発



新包装形態の「ぶちっとパウチ」に改良を加え、さらに開封性能を向上させる開発を行っております。



ぶちっとパウチ専用充填機
DANGAN ORIOS

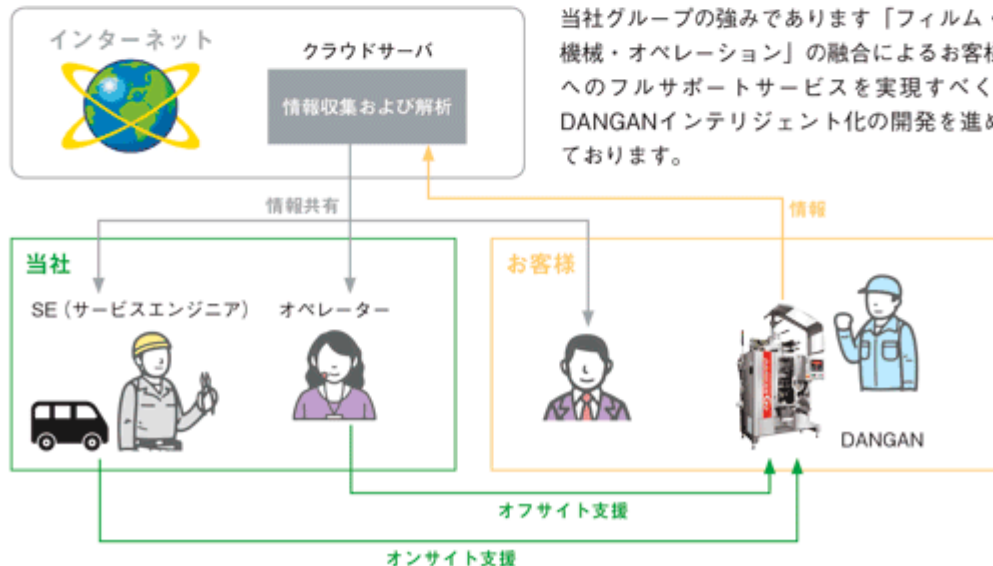
新包装形態の開発



V-Packサンプル

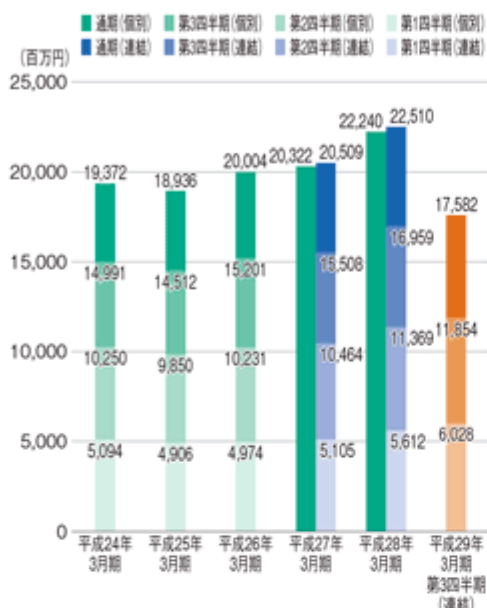
単身世帯、夫婦二世帯など小世帯に対応した小容量、個包装化のニーズに対応すべく開発した新包装形態「V-Pack」や、ユニバーサルデザインを考慮し、易開封性を向上させた「ノッチマーカ」の開発を進めております。

DANGANインテリジェント化の開発

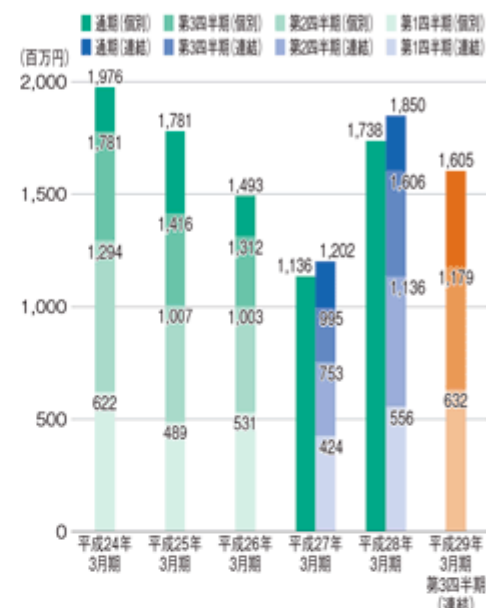


業績・経営指標

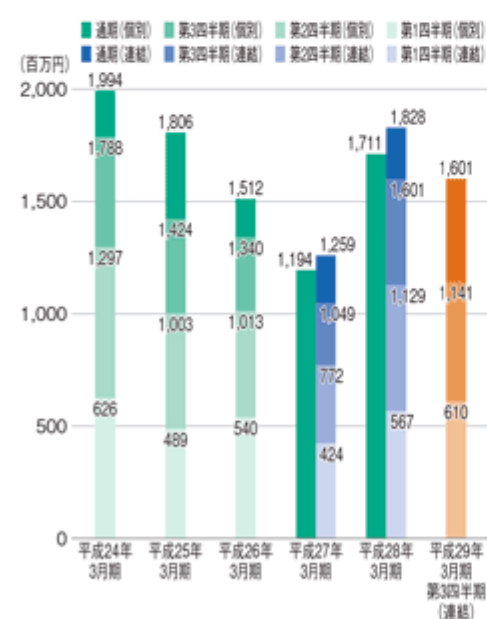
■売上高の推移



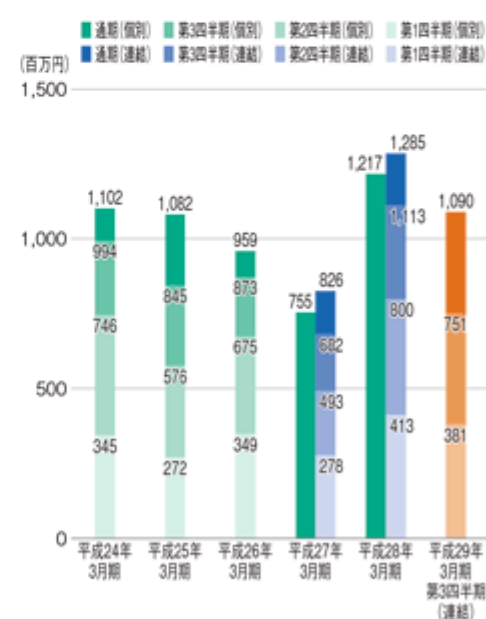
■営業利益の推移



■経常利益の推移



■当期純利益の推移 (注2)



注1：当社は平成27年3月期（第50期）より連結財務諸表を作成しているため、平成26年3月期（第49期）までは、個別財務諸表のみの数値となります。

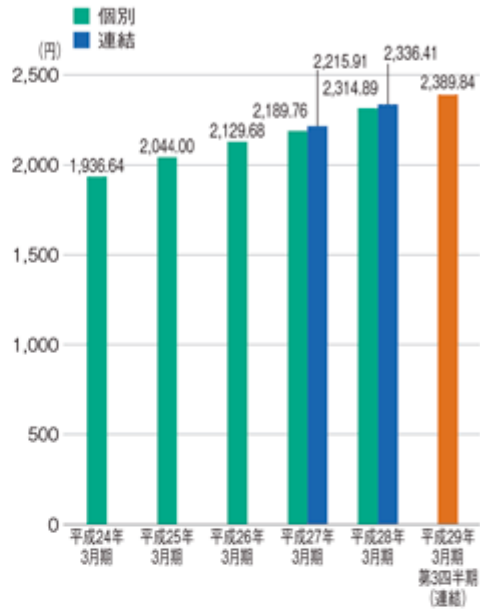
注2：「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、平成28年3月期（第51期）（連結）より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

業績・経営指標

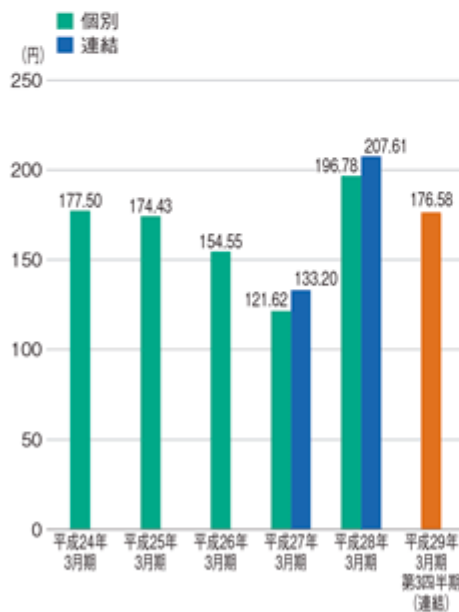
■純資産・自己資本比率の推移



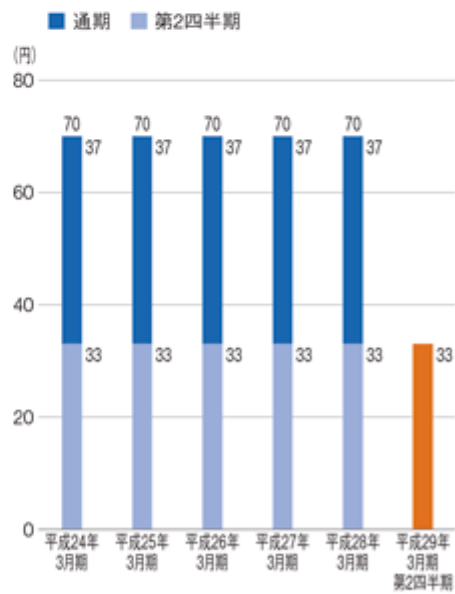
■1株当たり純資産の推移



■1株当たり当期純利益の推移



■1株当たり配当金の推移



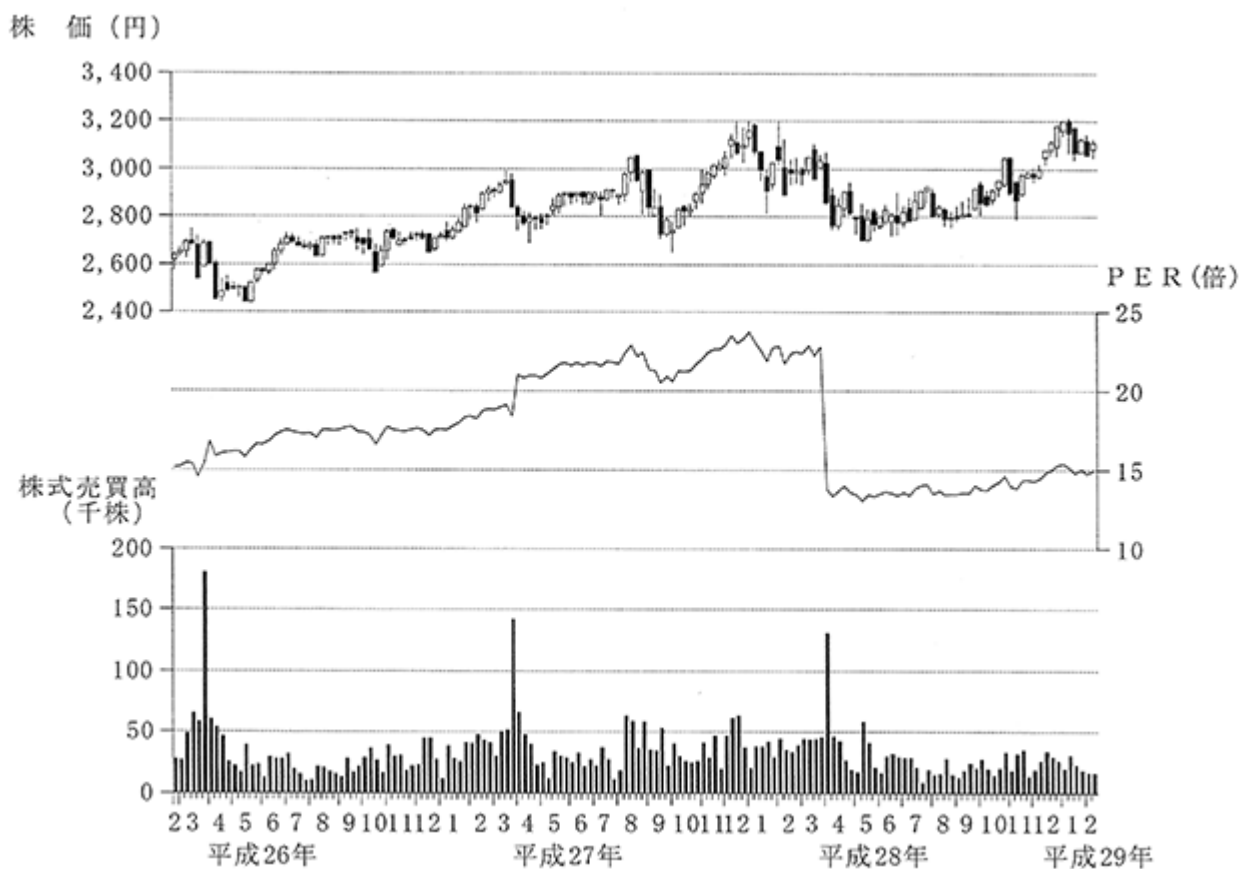
注：当社は平成27年3月期（第50期）より連結財務諸表を作成しているため、平成26年3月期（第49期）までは、個別財務諸表のみの数値となります。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成26年2月17日から平成29年2月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成26年2月17日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年2月10日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

当社は、平成27年3月期より連結財務諸表を作成しております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年8月20日から平成29年2月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料の仕入価格の変動について

当社で製造する包装フィルムの主原料は石油化学製品であり、原材料の仕入値は国際的な原油価格と関係があるため、原油価格の大幅な価格変動が数ヶ月後の原材料価格動向に影響を及ぼす傾向があります。

については、当社のフィルム製品は、売上高の大部分を占めており、国際石油価格の著しい変動により、国際石油化学製品市場に大幅な変化が発生することになった場合には、仕入価格の上昇によって当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(2) 容器包装リサイクル法等の環境保護法について

当社の事業は容器包装リサイクル法等の環境保護に関する法令の規制を受けております。平成12年4月から完全実施された容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)では、当社の生産品である軟包装資材(ラミネート製品)も対象となるため、消費者及び地方自治体での分別回収、製造事業者、利用事業者の責任により再商品化することが義務づけられております。

また、プラスチック製品の作業屑等の産業廃棄物としての処理問題やフィルムの製造工程で発生する二酸化炭素等の地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生問題等、今後、環境保護に係る規制が強化された場合、新たな費用が発生することにより、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(3) 製造物責任について

当社はメーカーとして、品質マネジメントシステム(ISO9001)や環境マネジメントシステム(ISO14001)、食品安全マネジメントシステム(FSSC22000)等の認証を取得し、品質管理体制の整備及びフードディフェンスの強化に取り組むとともに、製造物責任賠償保険へ加入しておりますが、重大な製造物責任賠償が発生した場合、多額の支払いや費用発生等により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(4) 自然災害・事故等のリスクについて

当社で使用するインキ・接着剤等は、引火性液体であり、第4類危険物や消防法の規制を受けております。火災等に備えるために、防災対策や設備点検等を実施しておりますが、万が一地震・落雷等の自然災害による火災等の事故が発生した場合には、人的・物的損害のほか、社会的信用の失墜、生産活動の停止による機会損失の発生及び顧客に対する補償等により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(5) 為替相場の変動について

当社グループは外貨建て取引を行っており、取引に伴い為替の変動リスクが発生します。リスクを軽減するため為替予約等によるヘッジを行っていますが、完全にリスクを排除することは不可能であり、急激な為替相場の変動が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(6) 海外での事業活動について

当社グループは事業戦略の一環として海外市場における事業の拡大を図っております。海外での事業活動には、法規制の新設・改廃、政治・経済情勢の悪化等のリスクがあり、テロ、紛争等による治安の悪化や自然災害等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在(ただし、既支払額については平成28年12月31日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了		
提出会社	本社・白岡第1工場 (埼玉県白岡市)	包装フィルム部門	フィルム製造機設備	263,692	78,029	増資資金 及び 自己資金	平成28年4月	平成30年3月	(注)3.	
			工場設備	68,872	42,522		平成28年4月	平成30年5月	(注)3.	
		包装機械部門	液体充填機製造機設備	108,369	6,269		平成28年4月	平成30年10月	(注)3.	
	本社管理部門 (埼玉県白岡市)			事務用機器等	517,189	22,858	自己資金	平成28年4月	平成31年3月	(注)3.
	星川 DANGAN'S STUDIO (埼玉県白岡市)			研究開発設備等	1,180,307	611,837	増資資金 及び 自己資金	平成28年4月	平成29年5月	(注)3.
	白岡第2工場 (埼玉県白岡市)	包装フィルム部門	フィルム製造機設備増設	1,135,139	25,820	増資資金 及び 自己資金	平成28年4月	平成30年9月	生産能力 40%増加	
			フィルム製造機設備	52,555	6,771		平成28年4月	平成30年11月	(注)3.	
	白岡第3工場 (埼玉県白岡市)	包装フィルム部門	フィルム製造機設備増設	402,573		増資資金 及び 自己資金	平成28年11月	平成30年3月	生産能力 10%増加	
			フィルム製造機設備	36,530	1,300		平成28年4月	平成30年2月	(注)3.	
			工場設備	7,500	-		平成28年4月	平成30年1月	(注)3.	
	製版工場 (埼玉県白岡市)	包装フィルム部門	製版製造機設備増設	76,000		自己資金	平成29年10月	平成30年3月	生産能力 10%増加	
			製版製造機設備	28,274	17,224		平成28年4月	平成29年11月	(注)3.	
	製袋工場 (埼玉県白岡市)	包装フィルム部門	フィルム製造機設備	26,840	2,340	自己資金	平成28年4月	平成29年9月	(注)3.	
新潟事業所 (新潟県見附市)	包装機械部門	工場設備	250,000		増資資金 及び 自己資金	平成29年4月	平成30年3月	(注)3.		
株式会社グリーンボックス (埼玉県久喜市)	-	-	製品の運搬及び保管設備等	65,844	11,937	自己資金	平成28年7月	平成29年3月	(注)3.	
Malaysia Packaging Industry Berhad	本社・工場 (マレーシア)	包装フィルム部門	工場設備等	2,977,000		自己資金 (注)4. 及び 借入金	平成29年5月	平成29年12月	(注)3.	

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による増資資金に係るものであります。

3. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

4. Malaysia Packaging Industry Berhad(以下「MPIB」という。)における設備計画につきましては、MPIBの賃借している敷地が、マレーシア政府が進める高架鉄道計画(Mass Rapid Transit)の収用対象とされたことにより、工場移転等の補償金としてマレーシア政府より支払われる87,548,000マレーシアリングギット(約2,215百万円 1マレーシアリングギット=25.3円換算)より充当する予定であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成28年6月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年6月21日開催の第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金37円 総額229,699,700円

ロ 効力発生日

平成28年6月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

木村義成、山口政春、富田一郎、長谷部 正、山本忠義、宮下 進及び友野直子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

古村 博及び小平 修を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	35,195	106	0	(注)1	可決 (99.70)
第2号議案 取締役7名選任の件					
木村 義成	35,073	231	0	(注)2	可決 (99.35)
山口 政春	35,087	217	0		可決 (99.39)
富田 一郎	35,082	222	0		可決 (99.37)
長谷部 正	35,083	221	0		可決 (99.37)
山本 忠義	34,956	348	0		可決 (99.01)
宮下 進	34,746	558	0		可決 (98.42)
友野 直子	35,109	195	0		可決 (99.45)
第3号議案 監査役2名選任の件					
古村 博	34,987	314	0	(注)2	可決 (99.11)
小平 修	35,100	201	0		可決 (99.43)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成28年8月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを、平成28年7月29日開催の取締役会決議により決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Malaysia Packaging Industry Berhad
住所	Lot 3, Jalan Kuchai Lama, 58200 Kuala Lumpur, Malaysia
代表者の氏名	Managing Director/CEO Mitsuru Hiramuki
資本金	42百万 R M (約11億円)
事業の内容	軟包装材の製造販売

2016年6月30日時点の為替レート(1 R M = 25.61円)を使用しております。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 0個

異動後 23,104,569個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 54.95%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、このたびは Malaysia Packaging Industry Berhad の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。それに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日

平成28年9月上旬(予定)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月21日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 貴 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 克 広

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大成ラミック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成ラミック株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大成ラミック株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大成ラミック株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月21日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 貴 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 克 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大成ラミック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成ラミック株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月14日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 克 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大成ラミック株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大成ラミック株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。